

令和元年第4回美郷町議会定例会

議事日程（第3号）

令和元年6月14日（金曜日）午前10時開議

議案審議（質疑～討論～表決）

- 第 1 議案第36号 財産の取得について
- 第 2 議案第37号 財産の取得について
- 第 3 議案第38号 財産の取得について
- 第 4 議案第39号 財産の取得について
- 第 5 議案第40号 工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 第 7 議案第42号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 8 議案第43号 財政健全化の取り組みに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 9 議案第44号 美郷町森林環境保全基金条例の制定について
- 第10 議案第45号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第11 議案第46号 美郷町宿泊交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第12 議案第47号 令和元年度美郷町一般会計補正予算第1号
- 第13 議案第48号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号
- 第14 議案第49号 令和元年度美郷町水道事業会計補正予算第1号

陳情等審議（委員長報告～質疑～討論～表決）

- 第15 陳情第26号 消費税の増税中止を求める陳情
- 第16 陳情第27号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める
- 第17 陳情第33号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情
- 第18 陳情第32号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書提出の陳情について

追加議案審議

- 追加日程第1 発議第3号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出について
- 追加日程第2 発議第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を求める意見書の提出について
- 追加日程第3 発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 追加日程第4 議員派遣について
- 追加日程第5 閉会中の継続審査及び継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	深 沢 義 一 君	3番	鈴 木 正 洋 君
4番	内 田 清 文 君	5番	泉 美和子 君
6番	森 元 淑 雄 君	7番	高 山 茂 雄 君
8番	細 井 邦 男 君	9番	熊 谷 良 夫 君
10番	伊 藤 福 章 君	11番	鈴 木 良 勝 君
12番	村 田 薫 君	13番	藤 原 政 春 君
14番	深 澤 均 君	15番	熊 谷 隆 一 君
16番	澁 谷 俊 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企 画 財 政 課 長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	藤 田 信 晴 君	住 民 生 活 課 長	高 橋 久 也 君
福 祉 保 健 課 長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商 工 観 光 交 流 課 長	黒 田 逸 人 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	小 田 長 光 仁 君	教 育 長	福 田 世 喜 君
教 育 次 長 兼 教 育 推 進 課 長	木 村 光 紀 君	教 育 総 務 課 長	煙 山 光 成 君
生 涯 学 習 課 長	皆 川 信 之 君	代 表 監 査 委 員	深 澤 克 太 郎 君
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	奥 山 智 佳 等 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	鈴 木 忠	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 幸 子
主 査	高 橋 洋 子		

◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） 定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第36号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、議案第36号 財産の取得についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。3番、鈴木正洋君。

○3番（鈴木正洋君） 今回の事務用パソコン購入ということについてですが、役場の人数に比較、職員の人数に比較して結構かなりの台数の入れかえになると思いました。大体このような機種種の更新というのは何年ぐらいで行われるものなのか。また、あと旧機種種の処分はどのようにするのか。具体的には業者の下取りですとか役場のほうで払い下げするですとか、そういったところ、この2点について教えていただけますか。

○議長（澁谷俊二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 稷君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の入れかえのパソコンの台数でございますが、基本的に役場の職員全てのパソコン台数と業務用に使っているパソコン、あるいは回線用に使っているパソコンとさまざまございますが、それら合わせて300台以上のパソコンがございます。基本的に7年をめぐりに更新を行っております。昨年からは、その更新作業が一斉に始まりまして、昨年と今年度でほとんどのパソコンを更新するという作業でございます。

使い終わった処分のパソコンでございますが、業者のほうに依頼して無償でパソコンの処理をしていただいております。以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 3番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第36号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第36号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第36号 財産の取得については原案のとおり決しました。

◎議案第37号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第2、議案第37号 財産の取得についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第37号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第37号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第37号 財産の取得については原案のとおり決しました。

◎議案第38号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第3、議案第38号 財産の取得についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第38号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第38号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第38号 財産の取得については原案のとおり決しました。

◎議案第39号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第4、議案第39号 財産の取得についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第39号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第39号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第39号 財産の取得については原案のとおり決しました。

◎議案第40号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第5、議案第40号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第40号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第40号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第40号 工事請負契約の締結については原案のとおり決しました。

◎議案第41号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第6、議案第41号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第41号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第41号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第41号 工事請負契約の締結については原案のとおり決しました。

◎議案第42号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第7、議案第42号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。5番、泉 美和子君登壇願います。

○5番（泉 美和子君） 議案第42号に反対の立場から討論いたします。

この議案は、水道・農業集落排水・下水道使用料を消費税増税分に伴う値上げ案が含まれております。2014年4月に消費税が8%に引き上げられてから消費は大きく落ち込み、今も回復していません。実質賃金は減少し、年金受給額は毎年減り続けています。家計消費も減少しています。さらに10%増税は住民生活を脅かすものであり、世論調査でも60%が反対をしています。こういう中で住民生活に直接かかわるこれらの使用料は値上げをせず、据え置くべきだと思います。

住民の暮らしの大変さを考えれば、生きていく上で欠かせない農業集落排水・水道・下水道料金等に消費税を転嫁し、値上げする条例改正案には賛成できません。以上です。

○議長（澁谷俊二君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで討論を終わります。

議案第42号について、これより採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者13名）

○議長（澁谷俊二君） 起立多数と認めます。よって、議案第42号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については原案のとおり決しました。

◎議案第43号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第8、議案第43号 財政健全化の取り組みに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。5番、泉 美和子君。

○5番（泉 美和子君） 48ページに、この中に放課後健全育成事業利用者負担に関する条例の改正ということで放課後児童クラブの利用料金の値上げ案が含まれておりますけれども、その値上げの根拠について伺います。

○議長（澁谷俊二君） 教育総務課長。

○教育総務課長（煙山光成君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の財政健全化の取り組みに関する部分については、住民の方々に適切なお負担をいただくという趣旨もございます。今回、放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業の利用料の部分で

ございますけれども、この制度につきましては、制度設計上、経費の2分の1を保護者、2分の1を国、2分の1を市町村、いわゆる自治体が負担をするというような負担区分の設計となっております。放課後健全育成事業全体の予算を利用者数、登録数300人で割りますと月に1万2,000円近い費用ということが発生してございます。先ほどの数式に当てはめると保護者負担というのが2分の1ということですので、6,000円程度ということになるかと思えます。

今回値上げという形でございますけれども、この適正な負担ということを検討した場合に、これまで美郷町ではひとり親の部分に関する減免あるいは生活保護世帯の減免というものがございませんでしたので、そういったものをまず設定をするということと、先ほど申しあげました適正と言われる部分に近づけるということでの金額の設定をさせていただいたということでございます。

そうしたことで6,000円という設定でありましたけれども、住民負担が非常に大きくなるということもございますので、1,000円のご負担を、増額のご負担をお願いすると。2人以上のお子さんがいらっしゃる場合は1,000円上がっても2,000円ということになりますので、そういったことがないように、お二人以上いらっしゃる場合は現状のままですので、どのご家庭でも1,000円上るといような制度設計とさせていただいたところでございます。

先ほど説明に誤りがあったようで申しわけございません。保護者負担が2分の1、それから国4分の1、自治体4分の1でございます。失礼いたしました。

○議長（澁谷俊二君） 5番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。12番、村田 薫君。

○12番（村田 薫君） 今回のこれに入ってきました南ふれあい館・北ふれあい館・老人福祉センターとかこういうところで使用した場合の、もともと町長権限で免除、使用料が免除されている団体が酒席を伴った場合、有料化になるというシステムというか方法は、まだ定着されているのでしょうか。

○議長（澁谷俊二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 穰君） ただいまのご質問にお答えいたします。

各施設の免除につきましては、各条例の中の減免の規定に関する中で減免の規定で定めておりますが、基本的には町が主催する行事ですとか学校の教育関係、商工会等公的機関、生涯学習、芸術文化協会あるいは体育協会などを対象としております。その団体の本来の活動の目的の範囲内で使用する場合、免除としております。したがって、減免対象団体が本来の活動とは認められない目的で使用する場合は免除すべきでないと考えます。したがって、当然酒席のみの

目的で使用する場合は免除すべきでないと考えます。

ただ、例えば団体の総会が終了後、一連の流れで酒席を伴うなど、そういう場合がありますので、そういう場合には免除できるものではないかと考えます。また、一連の行事とは関係ない、活動終わった後に活動とは関係ないような酒席として利用している場合もあろうかと思えますけれども、その点についてはきちんと区分して負担いただくべきものと考えます。

こうしたことを考えまして、これまでの使用料金の体系では半日単位あるいは1日単位というような料金設定をしていた施設もございましたが、今回の財政健全化の見直しの中で基本的には全ての施設において1時間単位の使用料金と設定したことでありますので、そのように酒席を伴って負担いただかなければならないというような使用については、時間を区切って負担いただく、公正に負担いただくべきものと考えます。

なお、このような対応については、各施設、各担当について対応がまちまちということでは困りますので、共通した認識で運用してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 12番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。5番、泉 美和子君。この条例に反対の、はいわかりました。登壇願います。

○5番（泉 美和子君） 議案第43号に反対の立場から討論いたします。

この議案には放課後児童クラブ利用料金月額1,000円の値上げを行う条例改正が含まれております。適正な負担をとということでありましたが、仙北市では2,000円と安い料金で保護者から大変喜ばれています。改定に当たり減免措置を講じることは賛成ですが、現在の経済状況を考えると子育て支援の観点からも値上げをせず、保護者負担の軽減を図るべきと思いますので、この条例改正案が含まれている、この議案には反対をいたします。

○議長（澁谷俊二君） ほかに討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで討論を終わります。

議案第43号について、これより採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者12名）

○議長（澁谷俊二君） 起立多数と認めます。よって、議案第43号 財政健全化の取り組みに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については原案のとおり決しました。

◎議案第44号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第9、議案第44号 美郷町森林環境保全基金条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。12番、村田 薫君。

○12番（村田 薫君） 基金の設置金額は340万円との説明を受けましたが、この金額はいつごろ入金されて、この使用方法の仕方または基金として編入される仕組みなどについてお願いします。

○議長（澁谷俊二君） 農政課長。

○農政課長（高橋 勉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

森林環境譲与税の入金の時期ですけれども、まだ具体的な日程は示されておられません。それから、この使用した後、森林環境譲与税を財源とします今年度の事業が完了し、事業費が確定した後、残額を基金に積み立てるというふうにしております。以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 12番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第44号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第44号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号 美郷町森林環境保全基金条例の制定については原案のとおり決しました。

◎議案第45号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第10、議案第45号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第45号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第45号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第46号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第11、議案第46号 美郷町宿泊交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第46号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第46号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号 美郷町宿泊交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第47号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第12、議案第47号 令和元年度美郷町一般会計補正予算第1号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。8番、細井邦男君。

○8番（細井邦男君） 議案集の94・95ページになります。9款消防費の災害対策費の中の13節委託料、これは空き家の調査ということでありました。いわゆる危険空き家に対してランクづけをするのかということも含めて詳しい内容を説明をお願いします。また、この調査を今後の危険、失礼しました。今後の空き家対策にどう生かしていくのか、お伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 住民生活課長。

○住民生活課長（高橋久也君） お答えいたします。

調査のまず目的でございますけれども、空き家等対策の推進に関する特別措置法に規定されております空き家等対策計画に反映させるものでございます。

委託調査の内容は、国土交通省が示しております外観目視による住宅不良度の判定の手引により判定基準を設け、評点をつけるものでございます。調査は建築士に依頼の予定でございます。調査件数は、ことしの冬に再度現況を調査しましたところ、改めて確認が必要と判断しました26件を予定しております。これまで同様評点の高い空き家につきましては、判断も対応もケース・バイ・ケースとならざるを得ませんが、所有者に対しまして適切な管理を行うよう情報の提供、助言を実施するとともに、あくまで公平かつ公益性を旨としまして対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 8番議員、よろしいですか。

○8番（細井邦男君） 今後の空き家対策にどう生かしていくのかというところ、それも今一緒に説明されましたか。

○議長（澁谷俊二君） 住民生活課長。

○住民生活課長（高橋久也君） 調査の結果につきましては、冒頭で申し上げましたとおり空き家等対策計画に反映させていきたいということでございます。

○議長（澁谷俊二君） 8番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。14番、深澤 均君。

○14番（深澤 均君） 75ページ、15款2項4目3節の農村整備補助金、農地耕作条件改善事業交付金で200万円入ってますけれども、それが91ページの6款1項8目13節高収益作物転換支援業務委

託料で支出されるということの説明だったと思いますけども、この取り組み内容をもうちょっと詳しく、農地の改善が主なものなのか、それとも高収益作物の支援に充てるものなのか、そこら辺のところがちっとわからないので説明願います。

○議長（澁谷俊二君） 農政課長。

○農政課長（高橋 勉君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

今回の農地耕作条件改善事業交付金につきましては、高収益作物の転換推進事業としまして昨年度も実施しましたが、引き続き去年の実証を踏まえまして再度同じ圃場にて去年の検証した結果を再び実証を兼ねて、また品目も新たな品目を追加した形で現場での作付を行っていくというようなもので、ある程度ソフト的な事業というふうにご理解いただければというふうに思っております。

○議長（澁谷俊二君） 14番議員。

○14番（深澤 均君） 作物もわかりましたら、お願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 農政課長。

○農政課長（高橋 勉君） お答えいたします。

今回主な品目としましては、加工用のキャベツを予定しているということでございます。

○議長（澁谷俊二君） 14番議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。15番、熊谷隆一君。

○15番（熊谷隆一君） 同じページの、ただいま14番さんが質問した上の項目ですけれども、農業ハウス強靱化緊急対策事業費補助金ですけれども、このことについて個々の農家にもアンケートといいますか調査がありましたけれども、なかなか作目等条件が厳しいといいますか、それと農家のサイドからすれば、例えば菌床シイタケなどを想定した場合に冬場、特に冬は積雪もあるし、春先など強風が吹きますけれども、それは対象にならないというようなことがありまして非常に農家としては使いづらい事業ではないかなというふうに感じたわけですがけれども、これは町単独の事業でないので予算を設計している国、県の事情もあるかと思っておりますけれども、もうちょっと農家が使いやすいような補助事業にしていただければなというふうに感じて、その内容についてお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 農政課長。

○農政課長（高橋 勉君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

議員ご説明のとおり、近年の台風や大雪等たび重なる災害の発生、そういった関係への対策ということで国の事業が立ち上がったというところでございます。今回要件ということできまざま

ございますが、引き続き10年、そのハウスを使用する、あるいは園芸共済に加入するというような要件が付されております。そういったところを踏まえまして皆様方にアンケートをとった結果、今回の事業の補助金の計上額というところになっております。具体的な取り組みやすい制度等々につきましては、国の事業ということでそういったさまざまな要件が付されるというところを、ご理解いただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 15番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。14番、深澤 均君。

○14番（深澤 均君） どのページかちょっと忘れましたが、仙南の学童保育の施設改修という説明を受けましたが、学童保育の人数がふえたことによって2階を利用するというような説明を受けたように思っております。あの場所を開設する折に1階だけを使用して2階は使用させないということからスタートしたと思いますが、2階はなぜ使用しないかという、管理者が子供たちの管理、目が届かないというような、そういう判断で2階は使用しないということでありました。今回はそういった点はどのように改修に取り組んでおられるのかお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 教育総務課長。

○教育総務課長（煙山光成君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当初仙南児童クラブ、いわゆる旧仙南中学校のセミナーハウスでございますけれども、これにつきましては2階を使用しないということで、2階の階段のところ仕切りを設けて2階に上がっていけないような構造をつくったところでございます。

しかし、その後、放課後児童クラブは3年生という制限を撤廃をしまして上級生、6年生まで使用できるというような状況に変化をしております。このことを受けて多くのお子さんが利用を希望されると、多くのご家庭で希望されて利用するお子さんがふえているという現状でございます。

こうしたことを受けまして今回の改修ですけれども、間仕切りは撤去いたしますけれども、アコーディオンカーテンといいますか、そういったところで低学年の子供さんが2階に勝手にのぼっていった事故等起こさないようにというような配慮もすることを工事費の中に見込んであるということでございます。利用される学年ですけれども、5・6年生を中心ということ想定をしております、その年齢であれば2階を使用することも可能ではないかというふうに考えて今回の工事費を提案させていただいてるところでございます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 14番議員、よろしいですか。（発言者あり）14番、深澤 均君。

○14番（深澤 均君） 昨今、子供たちの事故なりなんなりが大変続いて痛ましいニュースが流れるわけですが、そういった点で今後その管理者が目の届かない部分があるというのは不適切ではないかと私は思いますけれども、今後の改修に検討をする余地はないのか説明願います。

○議長（澁谷俊二君） 教育総務課長。

○教育総務課長（煙山光成君） 管理者というお話をいただいておりますが、2階を児童に使わせるということになりますと、そこが一つの支援員の単位として放課後児童クラブのクラスという形になりまして支援員は必ず2名以上配置をすることとしております。そういった人的な面については当然なんですけれども、細々とした階段の上りおりの部分とか、そういった部分に関しましては、ネットを配置をするなど安全に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 14番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。8番、細井邦男君。

○8番（細井邦男君） 100ページ・101ページ、10款教育費の3目学校給食費の委託料の部分でございます。給食の配達を委託するようになったということでありました。この経緯についてお伺いします。また、それも含めて衛生面では徹底されているのか。また、配達だけなのか給食を食べた後の回収も行っているのかという部分と、この729万円補正されているわけですが、これの今までの経費の差異といいますか、委託することによって経費がかかり増しになったとかというか、そういう部分についてお伺いします。

○議長（澁谷俊二君） 教育総務課長。

○教育総務課長（煙山光成君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、委託をしている部分のお話をさせていただきたいと思います。これは給食車の運行管理業務ということにさせていただいております。配送、それから食べ終わった後の食器の回収、それから通常の車両の保守点検、そういったものを総合的に委託をするという内容でございます。

今回のなぜこういった事態にこういう補正が必要になったのかというご質問ですが、この間、学校給食協会の職員をずっと募集をしておりました。ハローワークを通じて募集をしておりましたが、3月になっても期待をする人数が集まらなかったというような状況でございます。4月からの学校給食に支障がないようにするためにはどうすればよいのかということを考えたときに、運行を管理をする車両の部分について外部に委託をすることで人員的に満足をするといいますか、調理業務に支障が生じないという判断に至ったところでございます。

衛生面のことでございますけれども、今回計上しております費用の中で運行管理全般なんですけれども、当然それに携わる職員の衛生面の部分もでございます。ノロウイルスの検査、それから腸内細菌の検査、そういったものも80万円ほど見込んで委託費に計上しているということでございます。実際に衛生基準につきましては、調理に携わっている方と同等の衛生基準というものを適用しておりますので、被服、服装ですね、そういったものに関してもその基準を踏襲をするという形で徹底した衛生管理に努めていただいているというところでございます。

最後になりますが、経費的な面ということでございますけれども、こうした検査費用というものにつきましては、人間的な分、人数に応じてふえていくというような状況ですので、今回委託をしています4台、ドライバーさんが4人ということでありますが、4人のほかに、この方が例えばノロウイルスに感染をする、あるいは衛生基準で申しますとこの方本人だけでなくて家族の方が感染しても、その業務につけないということですので、そういった部分も勘案をして倍の人数の衛生検査をしていただいているというようなことでございます。そういったところがふえているというような状況でございます、先ほどこの補正予算の説明の段階で需用費と委託料の差額が純増分というようなお話をさせていただいておりますけれども、人件費的に見ますと500万円ほど増加をするというふうに見込んでございます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 8番議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第47号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第47号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号 令和元年度美郷町一般会計補正予算第1号は原案のとおり決しました。

◎議案第48号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第13、議案第48号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算

第1号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。5番、泉 美和子君。

○5番（泉 美和子君） 117ページの積立金ですけれども、この額の根拠をお聞かせいただきたいということと、それから繰越金の額を見てもかなり財政的に余裕といいますか、よかったのかなというふうに思うんですが、税率について、もう少し下げるとかというそういうような検討、どのようになさったのかというところを伺います。

○議長（澁谷俊二君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の補正で増額計上いたしました繰越金でございますが、普通交付金の概算払いの部分において県へ返還する分約1億円が含まれておりますので、実質的には3億6,000万円の繰越金ということになります。平成30年度の繰越金は2億7,000万円でしたので、前年度比9,000万円の増となっております。

その理由としては、努力支援分として交付される特別交付金が平成29年度より約4,000万円ふえたことと、医療費が予想より少なかったことが挙げられます。この特別交付金はその年によって交付額の増減がございますので、毎年このように増額されてくるものではございません。

繰越金がふえたのに、なぜ税率を下げずに基金に積むのか。それから、基金の根拠でございますが、これまで国の方針により低所得者層及び中間所得者層の負担軽減が図られてきており、今回の税率改正により、さらに負担軽減が期待できると見込んでいること。さらに、平成30年4月から秋田県に国民健康保険の運営が移行したことによって美郷町だけの医療費及び所得等の動向だけではなく秋田県全体の状況により事業納付金が確定すること。その上で国民健康保険税を見据え、適正に町の国民健康保険運営をしていかなければならないため、県に移行した後の状況把握を慎重にすべきだということ。仮に今年度税率を下げ、令和元年の所得状況、被保険者の状況等、これら変動する諸要素によって来年度税率を上げなければならない状況になった場合、現在の基金約8,000万円に対応できるか等多方面から考慮いたしますと、今回は資産割額を課さずに3方式とし、所得割額均等割額及び平等割額は平成30年度同率の税率で税額の減額をすることとし、医療費の約1カ月分を基金に積み立てていただきたいという考えに至りました。

医療費の急激な増額や県へ納入する事業納付金の増額が発生した場合に備え、繰越金が増額となった今年度こそ基金に積み立て、今後の税負担とならないように留保財源にしたいと思っておりますのでございます。ご理解をお願いいたします。

なお、令和元年6月5日現在県内21市町村の国民健康保険税の状況が出ておりますが、美郷町は税額が高いほうから数えると18番目であり、国民健康保険税は県内で低いほうの位置にいますので、参考にしていただければと思うところでございます。以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 5番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第48号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第48号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号は原案のとおり決しました。

◎議案第49号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第14、議案第49号 令和元年度美郷町水道事業会計補正予算第1号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第49号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第49号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号 令和元年度美郷町水道事業会計補正予算第1号は原案のとおり決しました。

◎陳情第26号、陳情第27号及び陳情第33号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第15、陳情第26号、日程第16、陳情第27号及び日程第17、陳情第33号の3件を一括して議題といたします。

この陳情の審査方を総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長 細井邦男君、登壇願います。

（総務常任委員長 細井邦男君 登壇）

○総務常任委員長（細井邦男君） 3月1日の第2回定例会の本会議において当委員会に審査を付託され、継続審査となっております陳情第26号 消費税増税中止を求める陳情及び陳情第27号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する陳情の審査経過と結果をご報告申し上げます。

6月10日、委員5名出席のもと、当委員会を開催して慎重に審査いたしました。

陳情第26号では、消費税増税は低所得者ほど負担が重くなる逆進性の強いもので、景気が悪化しているこの時期に上げるべきではない。新聞報道によると世論調査で反対が60%であった。増税中止は国民の願いだという意見や、国で消費税増税を決定し、施行期日が迫っている中、中止することによる影響も大きいタイミングに入っている。国の予算を考えると中止はあり得ないし、今中止にできる環境にないなどの意見が出されました。

採決したところ、採択すべきもの1人、不採択すべきもの3人で「不採択すべきもの」と決しました。

陳情第27号の審査では、全国知事会が提言した米軍による飛行訓練のルートや時期の事前の情報提供、日米地位協定の抜本的な見直し、米軍人による事件・事故防止、航空機騒音規制、基地の整理・縮小・返還について賛同するという意見や、日米地位協定とはいえ米軍の特権が定められており、米軍による事件・事故に対して日本が介入調査できないことなどに疑問を感じている。米国と軍事協定を結んでいる他諸国でも協定の見直しがされている。日本でも見直しされるべきだという意見、米国に絡んだ問題が大き過ぎて地方議会が意見を出すことは難しいなどの意見が出されました。

採決したところ、採択すべきもの3人、趣旨採択すべきもの1人で、「採択すべきもの」と決しました。

続いて、6月4日の第4回定例会の本会議において当委員会に審査を付託されました陳情第33

号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する陳情の審査経過と結果をご報告申し上げます。

同じく6月10日、委員5名の出席のもと、当委員会を開催して慎重に審査いたしました。

審査では、社会保障予算の充実と災害対策や地域交通対策、人口減少対策などに対する地方自治体の財源確保が図られるべきだ。森林環境譲与税は都市部ではどうかと思われているが、秋田県にとっては必要なものだ。臨時財政対策債ではなく地方交付税の法定率引き上げで地方財政を確立することに賛成だなどの意見が出されました。

採決したところ、採択すべきもの4人、全会一致で「採択すべきもの」と決しました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（澁谷俊二君） ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。質疑は陳情番号を述べてからお願いします。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中陳情第26号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

陳情第26号 消費税の増税中止を求める陳情をこれより採決いたします。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

お諮りします。陳情第26号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者1人）

○議長（澁谷俊二君） 起立少数です。よって、陳情第26号 消費税の増税中止を求める陳情は不採択とすることに決定しました。

ただいま議題となっております案件中陳情第27号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

陳情第27号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求めるをこれより採決いたします。

お諮りします。陳情第27号について委員長の報告どおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、陳情第27号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求めるは委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ただいま議題となっております案件中陳情第33号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

陳情第33号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情をこれより採決いたします。

お諮りします。陳情第33号について、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、陳情第33号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎陳情第32号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第18、陳情第32号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題といたします。

この陳情の審査方を教育民生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
教育民生常任委員長 藤原政春君、登壇願います。

(教育民生常任委員長 藤原政春君 登壇)

○教育民生常任委員長(藤原政春君) 6月4日の第4回定例会本会議において当委員会に審査を付託されました陳情第32号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての審査経過と結果をご報告申し上げます。

6月11日、委員5名の出席のもと、当委員会を開催して慎重に審査いたしました。

審査では、平成29年6月、平成30年6月も同一趣旨の陳情を審査し、採択している。子供の教育環境改善及び教職員の働き方改革のため教職員定数は増加に改善されなければならない。また、

義務教育費国庫負担割合を2分の1に復元して自治体の財政を確保するべきで、願意はそのとおり妥当だと思うという意見や、秋田県内の市町村において教員1人につき、児童生徒を何人受け持っているか調査したところ、美郷町は上小阿仁村の4倍の生徒数だった。大規模校でも小規模校でもそれぞれよさがあると思うが、教育現場の課題が複雑化しているので教職員定数を改善すべきとの意見がありました。

採決したところ、採択すべきもの4人となり、全会一致で「採択すべきもの」と決しましたので、ご報告いたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） ただいまの委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

陳情第32号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第32号について、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、陳情第32号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の陳情については委員長報告のとおり採択することに決定しました。

ここで10分間休憩いたします。

（午前11時00分）

（午前11時08分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま配付しました追加議事日程表のとおり案件が提出されております。

これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午前11時08分）

(午前11時09分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎発議第3号の上程、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 追加日程第1、発議第3号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。

発議第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出については原案のとおり決しました。

◎発議第4号の上程、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 追加日程第2、発議第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。

発議第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、発議第4号 教職員定数改善と義務教育費
国庫負担割合2分の1復元を求める意見書の提出については原案のとおり決しました。

◎発議第5号の上程、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 追加日程第3、発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出
についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、
質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。

発議第5号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、発議第5号 地方財政の充実・強化を求め
る意見書の提出については原案のとおり決しました。

◎議員派遣について

○議長(澁谷俊二君) 追加日程第4、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣につきましては、お手元に配付しておりますとおり派遣することにし
たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査及び継続調査について

○議長（澁谷俊二君） 追加日程第5、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より審査中の事件等について会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、今定例会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和元年第4回美郷町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時14分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和元年6月14日

美郷町議会議長 澁谷俊二

署名議員 鈴木正洋

署名議員 内田清文